

「持続可能な社会貢献活動支援事業」申請に関する QA 集

Q1	「社会的弱者を支える活動の充実支援」の新規・拡充事業とはどのようなものですか。	団体が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会的に弱い立場の方々のために、新しく実施する事業を「新規事業」としています。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた社会的に弱い立場の方々のために、団体がこれまで実施してきた事業の規模を拡大して実施する事業を「拡充事業」としています。
Q2	「NPOの事業継続支援」とはどのようなものですか。	団体が今年度事業計画の中で実施する予定である、または予定であった事業を実施する際に係る新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費や、団体運営に係る感染症対策経費、また、新型コロナウイルス対応のための情報共有・情報収集に必要な経費への支援を言います。
Q3	例年子育てセミナーを開催しており、今年も開催する予定だったが、3密を避けるため、少人数で回数を増やして開催する予定である。この場合の会場費、その他開催に係る費用は補助金の対象になりますか・	対象となります。 「NPOの事業継続支援」として申請してください。
Q4	総会や理事会をオンラインで今後開催する場合も考えているため、web カメラを購入したい。対象になりますか。	対象となります。「NPOの事業継続支援」として申請してください。
Q5	申請前に支出した経費も対象になりますか。	対象になりますが、事業の実施内容、方法を確認した上、対象にならない場合があります。事前に NPO 活動推進室へご相談ください。
Q6	新規・拡充事業で学習支援を考えている。オンライン学習のために新しい PC、ネット環境を整えようと思いますが、助成金の対象になりますか。	PC など汎用性の高い備品については、申請書記載される内容を確認の上、審査委員会で判断します。

Q7	Q2 で、「団体が今年度事業計画の中で実施する予定である、または予定であった事業」とありますが、どう判断するのですか	事業申請時に提出いただく「団体の年間事業計画書及び年間収支予算書」の記載内容により判断します。
Q8	募集要項の1. 補助制度の概要(1)に「社会的弱者」とあります。例えば、インターンシップがリアルでできない学生、視察して認定NPO 法人のガバナンス、コンプライアンス、自立、ファンドレイジング等を視察したいと言う方々は社会的弱者になりますでしょうか？	社会的弱者という表現にしていますが、コロナ禍において困っている方々全般への支援活動を助成対象とするものです。インターンシップがリアルでできない学生への支援は(1)「社会的弱者を支える活動の充実支援」に該当します。視察に関しては、新規性がありコロナ禍で困っている人への支援のための事業ということであれば、(1)に該当すると思われますが、事業申請の内容を見て判断となります。
Q9	例えば HP 等作成で専門家のデザイン、技術料等役務は、助成金項目でしょうか？	助成対象となります。
Q10	実施要領の添付書類の会計書類等は近々の一年間のみでよろしいのでしょうか？	令和2年度の事業計画及び収支計画となります。
Q11	実施要領第1条の条件に「県税及びその他の租税を滞納していないこと。」とありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、徴収猶予の特例制度を受けている場合はどうなりますか。	国、県、また市町村等で新型コロナウイルス感染症の影響による税の徴収猶予の特例制度を受けている場合においては補助事業の申請は可能です。
Q12	交付申請書(様式第1号)の事業の目的、内容を書いています、申請書の1ページに収まりません。どうしたらよいですか？	2ページにわたっての記載でもかまいません。また、別紙として事業の目的、内容を添付することも可能です。文字数の制限はありませんが、審査を行うにあたって簡潔にまとめていただきますようご協力ください。
Q13	公益財団法人ですが、実施要領に定める事業実施主体第1条(4)サの①について、剰余金の分配を定款に定めていないが、申請はできませんでしょうか。	実施要領に定める事業実施主体は「島根県社会貢献活動推進事業実施要綱」第10条に定める登録の要件を基に定めています。一般社団法人、一般財団法人については非営利性が徹底された法人を対象と考えていますので、実施要領第1条(4)サの条

		<p>件すべてに該当する法人に限りますが、公益社団法人、公益財団法人の場合は剰余金の分配を行わないことを定款で定める必要はないため、実施要領第1条(4)サの①に該当がない場合でも申請可とします。</p>
Q14	<p>申請書に記載する目的、内容はどのように記載したらよいですか</p>	<p>1行程度の説明や、箇条書きで書かれた場合などは詳しい内容が分かりかねますので記載例を参考にさせていただいた上で、目的、事業内容が分かるようご記入ください。</p>
Q15	<p>「NPOの事業継続支援」への申請の場合、謝金はどのようなものが対象になりますか</p>	<p>当初予定していた事業に係る講師謝金、旅費は対象外と整理しています。</p> <p>会場での密を避けるため、講演の開催回数を増やしたことで講師謝金が増加した場合や、感染症対応に関連した内容を当初予定していた講演に盛り込んだ場合など、感染症に対応した謝金が対象となります。申請にあたっては事務局へご相談ください。また、講演内容や講師の人数なども記載してください。</p>
Q16	<p>支出の内訳はどう記載すればよいですか</p>	<p>見積書の添付は不要ですが、積算の内訳がわかるよう備考欄に記載いただくか、任意の様式でけっこうですので積算の一覧をつけてください。また、賃金を対象経費に入れられる場合は、時間単価、時間数、回数なども記載してください。</p> <p>(例：アルバイト賃金 12,000円 備考欄に「800円×3H×5回」と記載)</p>